

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年 月 日

総務大臣 高市 早苗

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



第十一条の二 法第二十五条第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

- 一 特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第八号）第三条に規定する特定秘密として指定するものに係るもの
- 二 人工衛星、宇宙物体又はロケットの位置及び姿勢を制御するための無線通信を行うことを目的とするもの
- 三 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第五十七条の八に規定する原子力事業者等が、事業の遂行上必要な無線通信を行うことを目的とするもの
- 四 別表第二号の二に定める無線局であつて免許等の有効期間が六箇月以内であるもの
- 五 前各号に掲げる無線局と同様の無線通信の態様を行い、かつ、同様の目的を有する無線局であつて、特に総務大臣が認めるもの

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

第十一条の二 法第二十五条第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるもの（第十條の二第一号から第五号までに掲げる無線局、非常局及び特別業務の局を除く。）とする。

- 一 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第二条第一項に規定する警察の職務の遂行上必要な無線通信を行うことを目的とするもの
- 二 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三条に規定する自衛隊の任務の遂行上必要な無線通信を行うことを目的とするもの
- 三 検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第四条に規定する検察官の職務の遂行上必要な無線通信を行うことを目的とするもの
- 四 外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）第三条に規定する外務省の任務の遂行上必要な無線通信を行うことを目的とするもの
- 五 海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第二条第一項に規定する海上保安庁の任務の遂行上必要な無線通信を行うことを目的とするもの
- 六 国及び地方公共団体相互間において消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第一条に規定する任務の遂行上必要な無線通信を行うことを目的とするもの
- 七 国、地方公共団体又はその他の団体が開設する無線局であつて、水防法（昭和二十四年法律第九十三号）、道路法（昭和二十七年法律第八十号）又は災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の規定に基づく水防事務又は道路事務の用に供するもの
- 八 国、地方公共団体又はその他の団体が開設する無線局であつて、災害対策基本法その他の法令に基づき防災上必要な無線通信を行うことを目的とするもの
- 九 国、地方公共団体又はその他の団体が開設する無線局であつて、別表第二号の二で定めるもの
- 十 地方公共団体が開設する無線局であつて、都道府県知事又は消防組織法第九条（同法第二十八条において準用する場合を含む。）の規定により設けられる消防の機関が消防事務の用に供するもの
- 十一 一般社団法人又は一般財団法人が開設する無線局であつて、警察官署又は消防官署に対し犯罪又は火災の発生等人命及び財産の応急を通報し、その救援を受けるための無線通信を行うことを目的とするもの
- 十二 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条に規定する一般貨物自動車運送事業の許可を受けた者、同法第三十五条に規定する特定貨物自動車運送事業の許可を受けた者、同法第三十六条に規定する貨物軽自動車運送事業の届出をした者、貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第三条第一項に規定する第一種貨物利用運送事業の登録を受けた者又は同法第二十条に規定する第二種貨物利用運送事業の許可を受けた者が開設する無線局であつて、現金、有価証券その他これに類するものを運送する業務の用に供するもの
- 十三 警備業法（昭和四十七年法律第十七号）第二条第三項に規定する警備業者が開設する無線局であつて、警備業務の用に供するもの
- 十四 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第五項に規定する航空保安施設によ

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕  
〔削る〕

(混信若しくはふくそくに關する調査又は終了促進措置のために提供される情報)

第十一條の二三 法第二十五條第二項の無線局に關する事項に係る情報であつて総務省令で定めるものうち、混信又はふくそくに關する調査に係るものは別表第二号の二の二、終了促進措置に係るものは別表第二号の二の三のとおりとする。ただし、別表第二号の二第一(2)、第一(6)、第一(9)及び第一(10)に規定する無線局(第十條の二第二号から第五号までに掲げる無線局、非常局及び特別業務の局を除く。)のもの並びに同表第一(3)、第二(5)及び第二(6)に規定する無線局のうち、<sup>註</sup>未經の風波線を使用する無線局のものをこつた、)の限りにならう。

別表第二号の二 免許状記載事項等の一部を公表する無線局(第11條第5項関係)

第1 公表内容が特に制限される無線局

- (1) 衆議院及び参議院の各事務局が、国会法(昭和22年法律第79号)第28第1項に規定する事務の円滑な遂行を図るために開設するもの
- (2) 警察法(昭和29年法律第162号)第2條第1項に規定する警察の責務の遂行上必要な無線通信を行うことを目的とするもの
- (3) 法務省設置法(平成11年法律第98号)第4條第12号から第12号の3まで及び第32号に規定する事務の円滑な遂行を図るために開設されるもの
- (4) 検察庁法(昭和22年法律第61号)第4條に規定する検察官の職務の遂行上必要な無線通信を行うことを目的とするもの
- (5) 公安調査庁が、公安調査庁設置法(昭和27年法律第241号)第3條に規定する任務の円滑な遂行を図るために開設するもの
- (6) 外務省設置法(平成11年法律第94号)第3條に規定する外務省の任務の遂行上必要な無線通信を行うことを目的とするもの
- (7) 財務省が、財務省設置法(昭和11年法律第95号)第4條第1項第26号に規定する事務の円滑な遂行を図るために開設するもの
- (8) 厚生労働省が、厚生労働省設置法(昭和11年法律第97号)第4條第1項第32号及び第46号に規定する事務の円滑な遂行を図るために開設するもの
- (9) 海上保安庁法(昭和23年法律第28号)第2條第1項に規定する海上保安庁の任務の遂行上必要な無線通信を行うことを目的とするもの
- (10) 自衛隊法(昭和29年法律第165号)第3條に規定する自衛隊の任務の遂行上必要な無線

つて航空機の航行の援助又は航空交通の安全上必要な無線通信を行うことを目的とするもの

十五 航空機製造事業法(昭和二十七年法律第二百三十七号)第二条の二の規定により、航空機の製造又は修理事業について、経済産業大臣の許可を受けた者が、その事業又は業務の安全かつ円滑な遂行を図るために開設するもの

十六 人工衛星、宇宙物体又はロケットの位置及び姿勢を制御するための無線通信を行うことを目的とするもの

十七 大使館、公使館又は領事館の公用に供する無線局

十八 前各号に掲げる無線局と同様の無線通信の態様を行い、かつ、同様の目的を有する無線局であつて、特に総務大臣が免許状記載事項等を公表することが適當でないと認めるもの(混信若しくはふくそくに關する調査又は終了促進措置のために提供される情報)

第十一條の二三 法第二十五條第二項の無線局に關する事項に係る情報であつて総務省令で定めるものうち、混信又はふくそくに關する調査に係るものは別表第二号の二の二、終了促進措置に係るものは別表第二号の二の三のとおりとする。ただし、第十一條の二第一号、第二号、第五号及び第六号に規定する無線局(第十條の二第二号から第五号までに掲げる無線局、非常局及び特別業務の局を除く。)のもの並びに同表第七号、第八号及び第十号に規定する無線局のうち、<sup>註</sup>未經の風波線を使用する無線局のものをこつた、)の限りにならう。

別表第二号の二 免許状記載事項等を公表しない無線局(第11條の2第9号関係)

- 1 衆議院及び参議院の各事務局が、国会法(昭和22年法律第79号)第28第1項に規定する事務の円滑な遂行を図るために開設するもの
- 2 総務省が、総務省設置法(平成11年法律第91号)第3條第1項に規定する電波の公平かつ効率的な利用の確保及び増進の円滑な遂行を図るために開設するもの
- 3 法務省が、法務省設置法(平成11年法律第98号)第4條第12号から第12号の3まで及び第32号に規定する事務の円滑な遂行を図るために開設するもの
- 4 公安調査庁が、公安調査庁設置法(昭和27年法律第241号)第3條に規定する任務の円滑な遂行を図るために開設するもの
- 5 財務省が、財務省設置法(昭和11年法律第95号)第4條第25号に規定する事務の円滑な遂行を図るために開設するもの
- 6 国務庁が、財務省設置法第19條に規定する任務の円滑な遂行を図るために開設するもの
- 7 厚生労働省が、厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)第4條第1項第19号、第32号及び第46号に規定する事務の円滑な遂行を図るために開設するもの
- 8 農林水産省が、農林水産省設置法(平成11年法律第98号)第4條第20号に規定する事務の円滑な遂行を図るために開設するもの
- 9 国又は地方公共団体が、漁業の指導監督(試験、調査及び練習を含む。)に關する業務の円滑な遂行を図るために開設するもの

通信を行うことを目的とするもの

- (11) 国及び地方公共団体相互間において消防組織法（昭和22年法律第226号）第一条に規定する任務の遂行上必要な無線通信を行うことを目的とするもの
- (12) 国又は地方公共団体が、漁業の指導監督（試験、調査及び練習を含む。）に関する業務の円滑な遂行を図るために開設するもの
- (13) 地方公共団体が開設する無線局であつて、都道府県知事又は消防組織法第9条（同法第28条において準用する場合を含む。）の規定により設けられる消防の機関が消防事務の用に供するもの
- (14) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条に規定する一般貨物自動車運送事業の許可を受けた者、同法第35条に規定する特定貨物自動車運送事業の許可を受けた者、同法第36条に規定する貨物軽自動車運送事業の届出をした者、貨物利用運送事業法（成元年法律第82号）第3条第1項に規定する第一種貨物利用運送事業の登録を受けた者又は同法第20条に規定する第二種貨物利用運送事業の許可を受けた者が開設する無線局であつて、現金、有価証券その他これに類するものを運送する業務の用に供するもの
- (15) 警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第3項に規定する警備業者が開設する無線局であつて、警備業務の用に供するもの
- (16) 大使館、公使館又は領事館の公用に供する無線局
- (17) 前各号に掲げる無線局と同様の無線通信の態様を行い、かつ、同様の目的を有する無線局であつて、特に総務大臣が認めるもの

**第2 公表内容が制限される無線局**

- (1) 総務省が、総務省設置法（平成11年法律第91号）第3条第1項に規定する電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進の円滑な遂行を図るために開設するもの
- (2) 国税庁が、財務省設置法第19条に規定する任務の円滑な遂行を図るために開設するもの
- (3) 厚生労働省が、厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第4条第1項第19号に規定する事務の円滑な遂行を図るために開設するもの
- (4) 農林水産省が、農林水産省設置法（平成11年法律第98号）第4条第21号に規定する事務の円滑な遂行を図るために開設するもの
- (5) 国、地方公共団体又はその他の団体が開設する無線局であつて、水防法（昭和24年法律第193号）、道路法（昭和27年法律第180号）又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき水防事務又は道路事務の用に供するもの
- (6) 国、地方公共団体又はその他の団体が開設する無線局であつて、災害対策基本法その他の法令に基づき防災上必要な無線通信を行うことを目的とするもの
- (7) 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第5項に規定する航空保安施設によつて航空機の航行の援助又は航空交通の安全上必要な無線通信を行うことを目的とするもの
- (8) 航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2の規定により、航空機の製造又は修理事業について、経済産業大臣の許可を受けた者が、その事業又は業務の安全かつ円滑な遂行を図るために開設するもの
- (9) 前各号に掲げる無線局と同様の無線通信の態様を行い、かつ、同様の目的を有する無線

【新設】

局であつて、特に総務大臣が認めるもの

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(無線局免許手続規則の一部改正)

第二条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(無線局の運用開始等の届出)</p> <p>第二十四条 法第十六条又は法第二十七条の六第二項の規定による届出をしようとする場合は、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。</p> <p>【一～六 略】</p> <p>2 次の各号に掲げる無線局の免許人は、当該無線局の運用開始の日までに当該各号に掲げる事項を記載した届出書を総合通信局長に提出しなければならない。当該事項を変更しようとするときは、同様とする。</p> <p>一 無線航行陸上局 通常方位測定区域(方位及び距離をもつて表わす昼間における有効利用区域をいう。以下同じ。)の運用する時間その他必要と認める事項</p> <p>【一～三 略】</p> <p>3 【略】</p> <p>別表第三号の四 無線局の運用開始等に係る届出書の様式(第24条第3項関係) (総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)</p> <p style="text-align: center;">無線局の運用開始等の届出書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>総務大臣 殿(注1)</p> <p>□電波法第16条第1項の規定により、無線局の運用開始の期日について、下記のとおり届け出ます。</p> <p>□電波法第16条第2項の規定により、無線局の運用を休止又は無線局の運用の休止期間を変更するので、下記のとおり届け出ます。</p> <p>□電波法第27条の6第2項の規定により、特定無線局の運用を開始したので、下記のとおり届け出ます。</p> <p>□無線局免許手続規則第24条第2項第1号の規定により、無線航行陸上局の通常方位測定区域、運用する時間その他必要と認める事項について、下記のとおり届け出ます。</p> <p>□無線局免許手続規則第24条第2項第2号の規定により、標準周波数局の無線局運用規則第140条各号に掲げる事項について、下記のとおり届け出ます。</p> <p>□無線局免許手続規則第24条第2項第3号の規定により、特別業務の局の無線局運用規則第140条各号に掲げる事項について、下記のとおり届け出ます。</p> <p>(注2)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>【1～3 略】</p>	<p>(無線局の運用開始等の届出)</p> <p>第二十四条 【同上】</p> <p>【一～六 同上】</p> <p>2 【同上】</p> <p>1 無線航行陸上局 運用規則第百八条第三号及び第四号(これらの規定を運用規則第百八十一条において準用する場合を含む。)に掲げる事項</p> <p>【一～三 同上】</p> <p>3 【同上】</p> <p>別表第三号の四 無線局の運用開始等に係る届出書の様式(第24条第3項関係) (総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)</p> <p style="text-align: center;">無線局の運用開始等の届出書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>総務大臣 殿(注1)</p> <p>□電波法第16条第1項の規定により、無線局の運用開始の期日について、下記のとおり届け出ます。</p> <p>□電波法第16条第2項の規定により、無線局の運用を休止又は無線局の運用の休止期間を変更するので、下記のとおり届け出ます。</p> <p>□電波法第27条の6第2項の規定により、特定無線局の運用を開始したので、下記のとおり届け出ます。</p> <p>□無線局免許手続規則第24条第2項第1号の規定により、無線航行陸上局の無線局運用規則第百八条第三号及び第四号(これらの規定を同規則第百八十二条において準用する場合を含む。)に掲げる事項について、下記のとおり届け出ます。</p> <p>□無線局免許手続規則第24条第2項第2号の規定により、標準周波数局の無線局運用規則第140条各号に掲げる事項について、下記のとおり届け出ます。</p> <p>□無線局免許手続規則第24条第2項第3号の規定により、特別業務の局の無線局運用規則第140条各号に掲げる事項について、下記のとおり届け出ます。</p> <p>(注2)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>【1～3 同上】</p>
備考 表中の「」の記載は出記いぬ。	

(無線局運用規則の一部改正)

第三条 無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>目次</p> <p>「第一章～第六章 略」</p> <p>第七章 「略」</p> <p>「第一節～第三節 略」</p> <p>第四節 削除</p> <p>第七百七十八条から第二百五十六条まで 削除</p> <p>「第八章～附則 略」</p>
改正前	<p>目次</p> <p>「第一章～第六章 同上」</p> <p>第七章 「同上」</p> <p>「第一節～第三節 同上」</p> <p>第四節 航空無線航行業務（第七百七十八条―第二百五十六条） （使用電波）</p> <p>第七百七十八条 航空無線航行業務に使用する電波の型式及び周波数は、別に告示する。</p> <p>第七百七十九条から第八十一条まで 削除 （規定の準用）</p> <p>第八十二条 第八十条の規定は、航空無線航行業務に準用する。</p> <p>第八十三条から第二百五十六条まで 削除</p> <p>「第八章～附則 同上」</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。